

宛名番号						該當年度

令和 年度 セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方については、通常の医療費控除は受けられません。

住 所 氏 名

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査 <input type="checkbox"/> 予防接種 <input type="checkbox"/> 定期健康診断 <input type="checkbox"/> 特定健康診査 <input type="checkbox"/> がん検診 <input type="checkbox"/> ()
(2) 発行者名 (保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)	

※取組に要した費用（人間ドックなど）は、控除対象となりません。

※申請者本人が、一定の取組を行っている必要があります。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細 「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

A - B 円

重要なお知らせ

令和4年度の市民税・府民税申告から「健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類」の添付又は提示は必要なくなり、左の「セルフメディケーション税制の明細書」の添付のみが必要となりました。

ただし、領収書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類は自宅で**5**年間保管する必要があります。
(明細書の記入内容の確認のため、提示又は提出を求める場合があります。)

セルフメディケーション税制の明細書の記入要領

の明細書は、地方税法附則第4条の4（セルフメディケーション税制による医療費控除の特例）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方については、通常の医療費控除を受けることができませんので、ご留意ください。

の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一時用医薬品等購入費(※)を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除特例の適用を受けることができます。

特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費及び令和4年以降に購入された医薬品でスイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する一定の医薬品の購入費をいいます。

申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

- ④「取組内容」欄
取組を行ったことを明らかにする書類(※)を確認し、該当する取組内容をいずれか一つチェックします。
※ 下記の「5年間保管が必要な書類」をご確認ください。

⑤「発行者名」欄
取組を行ったことを明らかにする書類の発行者の名称を記入します。



領収書に控除の対象であることが記載されています。

一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入するとともに購入金額の合計を記入します。

記入例	(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
	市税薬局	シゼイEX、シゼイ胃腸薬MN	2,164 円	円
	□□ドラッグストア	○○○○、○○○、○○○○○○、○○○	13,753	
	//	○○○、○○○、○○○○○、○○○○		医薬品の名称が枠内に記入しきれな

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入します。

5年間保管が必要な書類

適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類

①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限ります。例えば次の書類です。

- インフルエンザの予防接種又は定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書又は予防接種済証
 - 市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
 - 職場で受けた定期健康診断の結果通知表(「定期健康診断」という名称又は「勤務先(会社等)名称」が記載されている必要があります。)
 - 特定健康診査の領収書又は結果通知表
(「特定健康診査」という名称又は「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。)
 - 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表
(「検査名(会社等)名前(性別)」又は「(検査名(性別)の健保組合等の名前)」が記載されている必要があります。)

※ 上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

特定一般用医薬品等の領収書